

開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ～ハ 略〕 2 〔略〕	を除く。注2において同じ。)が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。 〔イ～ハ 同左〕 2 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は社記である。	

(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正)

第三条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第百二十六号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 〔イ・ロ 略〕 注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 〔(2)・(3) 略〕	別表 障害児相談支援給付費単位数表 1 障害児相談支援費 〔イ・ロ 同左〕 注1 障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者（法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。以下同じ。）が、障害児相談支援対象保護者（同項に規定する障害児相談支援対象保護者をいう。注1の(1)を除き、以下同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同号に規定する指定障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。 (1) 機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届けた指定障害児相談支援事業所（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号。以下「指定基準」という。）第3条第1項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。）における障害児相談支援対象保護者の数（同条第2項に規定する障害児相談支援対象保護者の数をいう。11において同じ。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）を当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員（同条第1項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）の員数（当該指定障害児相談支援事業所の相談支援員（同条第4項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。）については、1人につき相談支援専門員0.5人とみなして算定する。）（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児支援利用援助費(I)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 〔(2)・(3) 同左〕

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

〔2〕・(3) 略〕

〔3～8 略〕

9 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費(I)若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

〔2～3 略〕

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児

2 継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助（法第24条の26第1項第2号に規定する指定継続障害児支援利用援助をいう。以下同じ。）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1月につき所定単位数を算定する。

(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までについては、別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。

〔2〕・(3) 同左〕

〔3～8 同左〕

9 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業者において、イの(1)機能強化型障害児支援利用援助費(I)若しくはイの(2)機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅲ)又はロの(1)機能強化型継続障害児支援利用援助費(I)若しくはロの(2)機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅲ)を算定する場合に、地域生活支援拠点等機能強化加算として、所定単位数に500単位を加算する。ただし、拠点コーディネーター（児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第2号のイの(3)に規定する拠点コーディネーターをいう。）1人につき、当該指定障害児相談支援事業者並びに当該指定障害児相談支援事業者と相互に連携して運営される指定自立生活援助事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第206条の14に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ。）の事業所の単位において、1月につき100回を限度とする。

〔2～3 同左〕

4 主任相談支援専門員配置加算

注1 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別にこども家庭庁長官が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、別にこども家庭庁

相談支援事業所等の従業者に対し、別に子ども家庭庁長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

2 〔略〕

〔5～11 略〕

12 行動障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

13 要医療児者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

14 精神障害者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 略〕

15 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に対して子ども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。））に對この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）して当該要

長官が定める基準に従い、その資質の向上のための研修を実施した場合に、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

2 〔同左〕

〔5～11 同左〕

12 行動障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

13 要医療児者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

14 精神障害者支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

14の2 高次脳機能障害支援体制加算

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所は、次に掲げる区分に応じ、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

〔イ・ロ 同左〕

15 ピアサポート体制加算 100単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合しているものとして市長村長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

16 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位

注 別に子ども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所が、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障害児（以下を利用する場合において、指定短期入所事業者（指定障害福祉サービス等基準第118条第1項に規定する指定短期入所事業者をいう。）に對この注において「要支援児」という。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準第114条に規定する指定短期入所をいう。以下同じ。）して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入

支援児に関する必要な情報の提供及び当該指定短期入所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。 17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に対してこども家庭庁支援局長が定める様式による届出を行った指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。 18 〔略〕	所の利用に関する調整（現に当該要支援児が指定短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含む。）を行った場合には、当該要支援児1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。 17 地域体制強化共同支援加算 2,000単位 注 別にこども家庭庁長官が定める基準に適合するものとして市町村長に届け出た指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員又は相談支援員が、障害児相談支援対象保護者の同意を得て、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対して、指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等を提供する事業者のうちいずれか3者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び支援を行った上で、協議会（障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会をいう。）に対し、文書により当該説明及び支援の内容等を報告した場合に、当該障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児利用支援を行っている指定障害児相談支援事業所において、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。 18 〔同左〕
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。	

附 則
(適用期日)

1 この告示は、令和八年四月一日から適用する。
(経過措置)

2 この告示の適用の日前にこの告示による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（以下「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等」という。）の規定により行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）に受理された届出については、この告示による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の規定により行われた届出とみなす。